

必ずご一読ください！！

高校生等奨学給付金

(奨学のための給付金)【通常分】のご案内

= 制度改正に伴い、対象世帯が拡充されました =

兵庫県立柏原高等学校 公式WEBページの
「受験生・在校生・保護者・卒業生の方へ」の
「在校生の方へ」の
ウェブサイト及び本紙をご覧の上
オンライン申請システムにログインしてお手続きください

オンライン申請システムログイン用IDとPWは、4月に配付済みの分をご利用ください。

世帯の年収は、保護者等全員（例：父と母）の合算額です。

年収は目安ですので、給付の見込みがあると思われましたら、申請してください

申請期限 令和8年8月31日(月)

ウェブサイト掲載内容は、①オンライン申請システムの操作マニュアルと②給付金リーフレット(文科省発行)と③オンライン申請システムのチラシと④申請者用Q&Aです。

【家計急変分】については、柏原高等学校事務室までお問い合わせください。

柏原高等学校の保護者の皆様へ

通常分**令和 8 年度 高校生等奨学給付金のご案内**

- ・本制度は、授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
「高等学校等就学支援金」とは別に申請が必要です。
- ・給付金は年 1 回支給されます。毎年申請手続が必要です。

申請資格（以下のすべてに該当する方）

- ・令和 8 年 7 月 1 日現在、保護者等が兵庫県内に在住していること
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・令和 8 年 7 月 1 日現在在学し、年度末まで休学をしていないこと
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を 3 回（定時制・通信制課程の場合は 4 回）以上給付されていないこと（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

対象世帯（以下①～④のいずれかに該当する世帯）

- ①令和 8 年 7 月 1 日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- ②保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯
- ③保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割の合算額（以下、所得割合算額）が 100 円以上 105,500 円未満の世帯
※年収目安 270 万円以上 380 万円未満の世帯
- ④保護者等全員の所得割合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯
※年収目安 380 万円以上 490 万円未満の世帯

給付額（1 人あたり年額・年 1 回のみ）

区分	給付対象世帯及び給付額	
	給付対象世帯	給付額（全日制）
①	生活保護受給世帯	32,300 円
②	住民税非課税世帯	143,700 円
③	年収 270～380 万円相当の世帯	47,900 円
④	年収 380～490 万円相当の世帯	35,930 円

申請方法（下記の手順により申請を行ってください）

スマートフォンやパソコンからオンライン申請が可能です。申請期限までにオンライン申請システムにより申請手続きを行ってください。

- ① 4 月に配付済みのオンライン申請システムログイン用 ID と PW を用意します。
- ② 「兵庫県就学支援制度オンライン申請システム」にログインします。

<兵庫県就学支援制度オンライン申請システムはこちら>

<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>



8 月 31 日
(月) 締切

- ③入力フォームに必要事項の入力等を行いデータ送信してください。
なお、収入情報の提出方法は、次のいずれかにより提出してください。

- ・個人番号を入力する
- ・課税証明書等を画像化し、アップロードする（この場合、個人番号は利用しません）
- ・課税証明書等を郵送で提出する

※ログイン ID・パスワードがご不明な方、オンライン申請が困難な方は事務室へご連絡ください。

申請に必要なもの（下の表もご参照ください。）

【区分①に該当する世帯】

次のいずれか

- ・生徒本人の個人番号が確認できるもの（個人番号カード等）
- ・生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書
- ※生活保護受給証明書でも代用可能

【区分②～④に該当する世帯】

次のいずれか

- ・保護者等の個人番号が確認できるもの（個人番号カード等）
- ・令和８年度課税証明書
- ※特別徴収税額変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能

※扶養状況等の確認のため、追加で書類等の提出を求める場合があります。

	全日制		備考
	生活保護 （生業扶助） 受給世帯	生活保護受給世帯 以外※１	
個人番号が確認できるもの	○（生）※２	○	個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票等
令和８年度課税証明書等	-	△	令和８年度の証明書に限ります。 特別徴収税額の変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能です。 生活扶助受給世帯の場合は、生活保護受給証明書でも代用可能です。
生業扶助受給証明書（様式２）	△※３	-	令和８年７月１日以降に発行されたものに限ります。 生活保護受給証明書でも代用可能です。
家計急変事由確認書類	-	■※４	家計急変事由が確認できる書類を用意してください。
家計急変収入書類	-	■	収入見込証明書、収入申告書等 年収見込額を算定し、支給の可否を審査します。
【災害等による制服加算】 罹災証明書 制服の再購入に係る誓約書（様式１３） 制服の再購入に係る証明書（様式１４）	-	■	学校に発行を依頼してください。

- ※１ 生活保護受給世帯以外とは、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満の世帯をいう。
- ※２ （生）…生徒本人分 （保）…保護者等分 （生・保）…生徒本人と保護者等分
- ※３ 「△」は、個人番号を利用して申請をする場合、省略可能です。
- ※４ 「■」は、家計急変の申請を希望される場合に追加で必要です。

申請開始日・申請期限・給付予定時期

- 申請開始日 令和８年７月１５日（水）
- 申請期限 令和８年８月３１日（月）
- 給付予定時期 令和８年９月末頃
- ※申請時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

注意事項

- ・学校の定める日までに申請ができない場合、支給決定できませんので申請期限を厳守してください。
- ・保護者等が令和８年１月１日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。
- ・家計急変または制服加算に係る申請については、事務室までご連絡ください。

問い合わせ先

兵庫県立柏原高等学校事務室 （電話：０７９５－７２－１１６６自動応答６）

生徒・保護者等のみなさまへ

高校生等奨学給付金の申請に必要なマイナンバーの提出について

高校生等奨学給付金の認定にあたり、オンライン申請で個人番号を入力された場合、又は個人番号カード等の写しを提出された場合、個人番号を利用して認定審査に必要な税情報等の確認を行います。提出された個人番号は以下のとおり取り扱います。

- 奨学給付金の支給事務では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に掲げられた法定事務として、マイナンバーを利用します。取得したマイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、奨学給付金の支給事務に利用します。
- 兵庫県教育委員会では、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保護するため、運用ルールを定めるとともに、職員研修等を行い、適切なセキュリティ確保体制をとっています。また、提出いただいたマイナンバーについては適切な保管・管理を徹底してまいります。

マイナンバーによる申請にあたっては、
あらかじめ税の申告をお願いします

無職無収入などの理由で税申告をされていない保護者の方については、マイナンバーによる税情報の確認ができず、認定遅れ等の原因になりますので、なるべく早く、当年及び前年の1月1日に住民票登録をされていた市区町村の窓口で、税の申告手続き（収入がない旨の申告）を行ってください。

高校生等奨学給付金の認定においては、保護者等全員の住民税所得割額を確認することから、控除対象配偶者の方であっても税の申告手続きが必要です。

税申告の手続きに関するお問い合わせは、各自治体の税担当課へお願いいたします。